

第1条 (総則)

(1)発注者と受注者は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。

(2)受注者は、本契約に基づき、表記工事（以下「本工事」という。）を完成し、本契約の目的物（以下「本工事事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払を完了する。

第2条 (受注者の施工義務)

(1)受注者は、当事者間で合意した図面、仕様書その他の図書（以下「設計図書」という。）に従って、本工事を施工する。

(2)受注者は本工事の施工上、必要な限りにおいて、工事用地等を使用することができる。

第3条 (許認可等の取得)

発注者及び受注者は、本工事のために必要となる許認可、その他監督官庁への届出のうち、各自の名称で取得・届出すべきものについては、それぞれの責任で取得・届出するものとし、互いに相手方に対して、必要な協力を行わなければならない。

第4条 (権利譲渡・担保提供の禁止)

発注者及び受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に提供してはならない。但し、相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第5条 (支給材料及び貸与品)

(1)発注者が受注者に支給若しくは貸与する材料・機器、建設機械、工事仮設物、資材、電力、水等（以下「支給品」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は、設計図書に定めるところによる。

(2)受注者は、設計図書に定めるところにより引渡し前に支給品を検査のうえ、引渡し場所において受注者に引き渡す。

(3)受注者は、支給品の引渡しを受けたときは、速やかに、支給品の品名、数量、規格等（性能及び品質を除く。）について、外観（梱包されている場合は梱包された状態での外観）が当該支給品に対応するものであるか否かを確認するものとし、当該確認の結果、設計図書の定めと異なる、又は使用に適当でないと思えたものがあるときは、直ちにその旨を発注者に通知する。

(4)受注者は、支給品について、種類、品質又は数量に関して本契約及び設計図書の内容に適合しないこと等が明らかになるなど、これを使用することが適当でないと認められる理由があるときは、直ちにその旨を発注者に通知する。

(5)発注者は、前二項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、当該支給品を修補し又は取替える。

(6)受注者は、引渡しを受けた支給品につき、善良な管理者の注意をもって保管し、使用する。

第6条 (立会及び工事記録の整備)

(1)受注者は、設計図書に発注者の立会いの施工することが定められた工事を施工するときは、発注者に通知する。

(2)受注者は、発注者の指示があったときは、前項の規定にかかわらず、発注者の立会いなく施工することができる。この場合、受注者は、工事写真等の記録を整備して発注者に提出する。

(3)受注者は、設計図書に工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事を施工するときは、設計図書で定める通り対応し、当該写真等の記録を発注者に提出する。

第7条 (設計、施工条件の疑義、相違等)

(1)受注者は、本工事の施工にあたり次の各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知する。

①設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないことを含む。）又は設計図書に矛盾、誤謬又は脱漏があること。

②工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。

③工事現場において、土壌汚染、地中障害物の発見、埋蔵文化財の発掘その他施工の支障となる予期することのできない事象が発生したこと。

(2)発注者・受注者間において前項各号に該当することが確認された場合、発注者は受注者が遅滞なく施工できるよう措置を講じ、工期又は請負代金額の変更が必要となる場合は発注者・受注者にて協議の上、合意する。

第8条 (設計図書に適合しない施工)

(1)受注者は、本工事事目的物の引渡しにおいて、本工事に設計図書の通りに施工されていない部分がある場合、発注者がその修補、改造を請求するときは、直ちにこれに従う。この場合、これに要する費用は受注者の負担とし、発注者・受注者協議して工期を変更する。

(2)前項の設計図書の通りに施工されていない部分が発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、修補、改造に要する費用は発注者の負担とし、発注者・受注者協議して工期を変更する。

第9条 (第三者に及ぼした損害)

(1)受注者は、本工事の施工に伴い、工事関係者及びその他の第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。但し、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由及び受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(2)本工事の施工に関して第三者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者は、協力してその処理解決にあたる。

第10条 (天災その他不可抗力による損害)

(1)天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、本工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入された材料・機器又は建設機械（支給品を含む。）等に損害が生じたときは、受注者が善良な管理者としての注意を怠ったことに基づく部分を除き、発注者がこれを負担する。

(2)前項の損害額は、発注者・受注者協議して定めるものとし、発注者・受注者いずれが損害を負担するかに拘らず、保険その他損害を填補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

第11条 (損害保険)

受注者は、本工事事目的物の引渡し完了まで、本工事事目的物の出来形部分と工事現場に搬入された材料・機器（支給品を含む。）等について、組立保険又は建設工事保険等を付保する。

第12条 (検査及び引渡し)

(1)受注者は、本工事が完成したとき、発注者に通知して検査（以下「検査」という。）を求める。発注者は受注者から通知を受けた日から起算して20日以内に検査を完了し、その結果を受注者に通知する。

(2)完成した本工事が検査に合格しないときは、受注者は、自己の費用負担により、発注者の指定する期間内にこれを修補又は改造して、検査を受ける。

(3)検査に合格した場合、受注者から発注者への本工事事目的物の引渡し完了とする。

(4)検査に合格しなかった原因が、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合、修補又は改造に要する費用及び損害は発注者の負担とする。この場合において、受注者は発注者に対し、必要と認められる工期の延長を求めることができる。

第13条 (所有権)

本工事事目的物の所有権は、前条第3項の引渡し完了をもって受注者から発注者に移転する。

第14条 (請負代金の支払方法)

発注者は、本契約に定める方法により、受注者に本契約の請負代金を支払う。

第15条 (工期又は請負代金額の変更)

(1)発注者は、必要があると認めるとき、受注者と合意のうえ、工事内容を変更することができる。これにより、工期を延長し、又は請負代金額を増減する必要があるときは、あらかじめ発注者・受注者協議して工期又は請負代金額の変更について合意する。

(2)受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に本工事を完成することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその事由を明らかにして工期の延長の協議を求めることができる。この場合における延長日数及び請負代金額の変更については、発注者・受注者協議して合意する。

第16条 (資金又は物価の変動による請負代金額の変更)

本契約の工期内に資金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったときは、受注者は請負代金額の変更を請求できるものとし、変更額は発注者・受注者協議して合意する。

第17条 (契約不適合)

(1)引き渡された本工事事目的物が種類又は品質に関し本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、設計図書に定める期間（定めがない場合は、受注者より発注者への本工事事目的物の引渡し完了後1年）に限り、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて本工事事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

(2)発注者は前項による履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を求めることができる。

(3)本工事が下請代金遅延等防止法（以下「下請法」という。）の適用を受ける場合、第1項にかかわらず、引き渡された本工事事目的物が契約不適合であるときは、本工事の完成から1年（発注者が最終顧客に対して1年を超える契約不適合責任期間を設定している場合については当該期間）に限り、発注者は、受注者に対して、相当の期間を定めて、本工事事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

第18条 (特許権等)

受注者は、本工事事目的物が特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）を侵害しないことを保証する。受注者は、第三者の特許権等の対象となっている材料・機器、建設機械、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第19条 (発注者の中止権・解除権)

(1)発注者は、本工事が完成するまでの間は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知して本工事を中止し又は本契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

(2)発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知して本工事を中止し、又は相当の期間を定めてその履行の催告を書面をもって受注者に通知しその期間内に履行がないときは本契約を解除し、これによって生ずる損害の賠償を受注者に請求することができる。また、受注者は、発注者が発注者に対し他の取引等により負担する一切の債務の履行について、発注者の通知催告を要せず、当然に期限の利益を失うものとし、発注者は、発注者の受注者に対する当該債権と発注者が本契約に基づき受注者に対して負担する債務を、弁済期の如何にかかわらず対当額を過ぎていっても任意に相殺できる。

①受注者が正当な理由なく、着手すべき期日をおきても本工事に着手しないとき。

②本工事が、正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者が本工事を完成する見込みがないと認められるとき。

③受注者が本契約に違反したとき。

(3)発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し、直ちに本契約を解除し、これによって生ずる損害の賠償を請求することができる。

①受注者が建設業の許可を取り消されたとき、又はその許可が効力を失ったとき。

②資金不足による手形・小切手の不渡りを出す等受注者が支払を停止する等により、受注者が本工事を続行できないおそれがあると認められるとき。

第20条 (受注者の中止権・解除権)

(1)受注者は、発注者が前払金又は部分払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、本工事を一時中止することができる。

(2)受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を書面をもって発注者に通知してその期間内に履行がないときは、本契約を解除し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(3)次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約を解除することができる。この場合、受注者は、発注者に損害の賠償を請求することができる。

①発注者の責めに帰すべき事由による本工事の遅延又は中止期間が工期の2分の1以上になったとき又は6か月以上になったとき。

②発注者が本工事の施工内容を著しく変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

③発注者が請負代金の支払能力を欠くと認められるとき。

第21条 (解除に伴う措置)

本契約が解除された場合、受注者は、本工事の出来形部分と工事現場に搬入された材料・機器（支給品を含む。）を発注者に引渡すものとし、発注者・受注者協議して精算する。

第22条 (反社会的勢力の排除)

(1)発注者及び受注者は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役員及び執行役員をいう。）が、本契約締結日から本契約の履行完了時まで、①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者でないこと、②暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合も含む。）を表明・保証する。

(2)発注者及び受注者は、相手方が前項の表明保証の一つでも違反した場合、何らの通知催告なく本契約を解除し、被った損害の賠償を請求することができる。なお、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではない。

第23条 (秘密保持)

(1)発注者及び受注者は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の情報（以下、「本秘密情報」という。）を、本契約の目的以外には使用してはならない。また、相手方の書面による同意がある場合を除き、本秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2)受注者は本工事を遂行するうえで必要な限度内において、本秘密情報を受注者の工事下請業者、受任者又は機材製造業者などの第三者に開示することができる。この場合、受注者は、当該第三者に対して、本契約において受注者が負うのと同等の秘密保持義務を負わせなければならない。

第24条 (損害賠償)

(1)発注者及び受注者は、本契約に違反することにより相手方に損害を生じさせた場合、当該損害（合理的な弁護士費用を含む。）を賠償する責任を負う。

(2)受注者の責めに帰すべき事由によって生じた作業の遅滞又は不能により本工事事目的物の引渡しが遅滞する場合、発注者は、受注者に対し、遅滞日数に応じて請負代金額に対して年10%の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

(3)発注者の責めに帰すべき事由によって本工事の請負代金の支払につき遅滞が生じた場合、受注者は、発注者に対し、遅滞日数に応じて民法の法定利率で計算した額の遅延利息を請求することができる。

(4)前項にかかわらず、建設業法第24条の6第4項の適用を受ける場合は、引渡し完了から50日を経過した日から支払までの期間については同法定める遅延利息を適用するものとし、下請法の適用を受ける場合は、工事完成から60日を経過した日から支払までの期間については同法定める遅延利息を適用するものとする。

第25条 (管轄裁判所)

発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項については協議して解決するものとし、本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。以上